

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

規 則

- 秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第1号）…………… 1
- 秋田市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則（第2号）…………… 1

告 示

- 納税通知書の公示送達について（第1号）…………… 2
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第2号）…………… 2
- 放置自転車等の撤去および保管について（第3号）…………… 2
- 住民票の職権消除について（第4号）…………… 2
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第5号）…………… 3
- 生活保護法による介護機関の指定について（第6号）…………… 3
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第7号）…………… 3
- 放置自転車等の撤去および保管について（第8号）…………… 3
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第9号）…………… 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第10号）…………… 4
- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第11号）…………… 4

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第1号）…………… 4

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第1号）…………… 4
- 農業委員会の招集について（第2号）…………… 4

上 水 道 局 告 示

- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第1号）…………… 5
- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第2号）…………… 5

公 告

- 差押財産の公売について…………… 5
- 秋田新都市地区（大杉沢産業区）土地区画整理事業の換地処分について…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了について…………… 6
- 入札参加希望者の公募について…………… 6
- 農用地利用集積計画の策定について…………… 7
- 都市計画公園の変更に関わる図書の写しの公衆の縦覧について…………… 7

- …………… 7
- 入札参加希望者の公募について…………… 7
- 秋田都市計画火葬場第1号秋田市斎場の案の公衆の縦覧について…………… 8
- 入札参加希望者の公募について…………… 8
- 入札参加希望者の公募について…………… 9
- 入札参加希望者の公募について…………… 10
- 財政報告書の公表について…………… 11
- 一般競争入札の執行について…………… 32
- 差押財産の公売について…………… 33
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について…………… 33

上 水 道 局 告 告

- 入札参加希望者の公募について…………… 33
- 入札参加希望者の公募について…………… 34
- 入札参加希望者の公募について…………… 35
- 一般競争入札の執行について…………… 36

規 則

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成21年1月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋 田 市 規 則 第 1 号

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成20年秋田市条例第43号）の施行期日は、平成21年4月1日とする。ただし、同条例附則第2項の規定の施行期日は、同年2月1日とする。

秋田市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年1月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋 田 市 規 則 第 2 号

秋田市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和50年秋田市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第72条および第73条を次のように改める。

（委託手数料の率の届出）

第72条 条例第56条第2項の規定による届出は、委託手数料の率

を定め、又は変更しようとする日の30日前までに、委託手数料率届出書を市長に提出して行わなければならない。

- 2 前項の届出書には、当該届出に係る委託手数料の率を定め、又は変更する日以後1年間の事業計画書、予定貸借対照表、予定損益計算書その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(委託手数料の率の対象)

第73条 条例第56条第3項に規定する規則で定める取扱品目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 野菜およびその加工品
- (2) 果実およびその加工品
- (3) 生鮮水産物およびその加工品
- (4) 加工食料品（前3号に掲げるものを除く。）
- (5) 花き

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年2月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の秋田市中央卸売市場業務条例施行規則の規定による委託手数料率届出書の提出その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

告 示

秋田市告示第1号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年1月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成20年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第2号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年1月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成20年度国民健康保険税督促状

秋田市告示第3号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例

第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成21年1月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 13台
 - イ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成20年12月16日から平成20年12月31日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成21年1月29日から平成21年7月29日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第4号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権削除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年1月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市仁井田潟中町14番3号	柏谷 崇

(教示)

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。
さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。（行政不服審査法第20条）
- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過し

ても当該異議申立てにつき決定をしないとき。

(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。（行政事件訴訟法第8条）

(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成21年1月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称

大部町内会

2 認可年月日

平成10年6月22日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名および住所

変更前 佐々木 信 孝

秋田市河辺諸井字大部280番地3

変更後 曾 我 五 磨

秋田市河辺諸井字大部352番地8

4 変更年月日

平成21年1月10日

5 変更の理由

役員改選による。

秋田市告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成21年1月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ケアセンター きらら	秋田市太平山谷字中山谷317 番地1	平成20年 12月25日
明光会グループ ホームゆかり	秋田市將軍野東三丁目3番 27号	平成20年 12月26日
ケアぶらん館 ほっと・サポート	秋田市外旭川八柳三丁目10 番6号	平成21年 1月1日

秋田市告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2

の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成21年1月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
工藤胃腸内科 クリニック	秋田市中通一丁目3番5号 秋田キャッスルホテル2階	平成20年 12月1日
すま歯科医院	秋田市土崎港南一丁目14番 9号	平成21年 1月6日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
秋元医院	秋田市土崎港中央四丁目3 番19号	平成20年 12月13日
工藤胃腸内科 クリニック	秋田市中通一丁目3番5号 秋田キャッスルホテル2階	平成20年 11月30日
内山医院	秋田市手形新栄町2番31号	平成20年 12月31日
石沢歯科医院	秋田市牛島東七丁目8番22 号	平成21年 1月6日

秋田市告示第8号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成21年1月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 14台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成21年1月1日から平成21年1月15日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成21年2月9日から平成21年8月9日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先
 秋田市山王一丁目1番1号
 秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
 秋田市東通仲町4番3号
 秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成21年1月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
向野自治会
- 2 認可年月日
平成8年7月17日
- 3 変更があった事項およびその内容

区域

変更前 本会の区域は、秋田県河辺郡雄和町向野字築土手、前開、牛ノ首、仏ノ前、吹欠下、源藤太郎の区域とする。

変更後 本会の区域は、秋田市雄和向野字築土手、同市雄和向野字前開、同市雄和向野字牛ノ首、同市雄和向野字仏ノ前、同市雄和向野字吹欠下および同市雄和向野字源藤太郎の区域とする。

事務所

変更前 秋田県河辺郡雄和町向野字牛ノ首53番地

変更後 秋田市雄和向野字牛ノ首53番地

代表者の住所

変更前 秋田県河辺郡雄和町向野字仏ノ前42番地

変更後 秋田市雄和向野字仏ノ前42番地

- 4 変更年月日
平成21年1月11日
- 5 変更の理由
住所等の表示の変更による。

秋田市告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成21年1月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
大沢町内会
- 2 認可年月日
平成16年9月15日
- 3 変更があった事項およびその内容

区域

変更前 本会の区域は、大沢字堂ノ下、中田、中島の区域とする。

変更後 本会の区域は、秋田市河辺大沢字堂ノ下、同市河辺大沢字中田、同市河辺大沢字中島および同市河辺大沢字苗代沢の区域とする。

事務所

変更前 秋田県河辺郡河辺町大沢字中田84番地1・85番地

変更後 秋田市河辺大沢字中田84番地1・85番地

代表者の住所

変更前 河辺町大沢字堂ノ下98番地

変更後 秋田市河辺大沢字堂ノ下98番地

- 4 変更年月日
平成17年1月11日
- 5 変更の理由
住所等の表示の変更による。

秋田市告示第11号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年1月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成20年度介護保険料納入通知書
平成20年度介護保険料督促状

教 委 告 示

秋田市教委告示第1号

平成21年1月20日午後2時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成21年1月15日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子

農 委 告 示

秋田市農委告示第1号

平成21年1月16日午後2時 秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成21年1月9日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

- 1 案 件 秋田市四ツ小屋末戸松本字島田32番地 嶋田好美の
農地法第3条の規定による許可申請に関する件 外19
件

秋田市農委告示第2号

平成21年1月30日午後2時 秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成21年1月23日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

- 1 案 件 農業委員会委員選挙人名簿登録申請書審議の件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第1号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成21年1月29日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日
平成21年2月13日
- 2 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域
山王臨海町の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
秋田市八橋本町六丁目12番15号
八橋下水道終末処理場
- 6 関係図面の縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局普及促進室
- 7 縦覧の期間
平成21年1月30日から2月12日まで。ただし、土曜日、日曜日および祝祭日を除く。
- 8 縦覧の時間
午前8時30分から午後5時30分まで

秋田市上下水道局告示第2号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成21年1月29日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日
平成21年2月13日
- 2 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域
金足追分字海老穴、下新城中野字琵琶沼、飯島字薬師田、飯島字飯島水尻、飯島鼠田四丁目、土崎港北五丁目、土崎港西一丁目、桜一丁目、旭川清澄町、榎山太田町、榎山金照町、仁井田二ツ屋二丁目、仁井田字大野、仁井田字西瀉敷、浜田字石山下、浜田字元中村、浜田字後谷地、浜田字滝ノ下、浜田字滝ノ浦、広面字蓮沼、広面字土手下、広面字堤敷、広面字鬼頭、広面字谷内佐渡、広面字川崎、広面字広面、手形字十七流、手形字山崎、新藤田字高梨台、河辺豊成字宮下、河辺豊成字虚空蔵大台滝および河辺豊成字坂ノ下の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称

秋田市向浜二丁目3番1号

秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センター

- 6 関係図面の縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局普及促進室
- 7 縦覧の期間
平成21年1月30日から2月12日まで。ただし、土曜日、日曜日および祝祭日を除く。
- 8 縦覧の時間
午前8時30分から午後5時30分まで

公 告

秋田市公告

地方税法がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147条）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成21年1月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公売財産の内容
(1) 公 売 財 産 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
(2) 公売保証金 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
(3) 見 積 価 額 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
- 2 公売日時
(1) 参加申込期間
平成21年1月8日(木)午後1時から平成21年1月19日(月)午後5時まで
(2) 入札
平成21年1月23日(金)午後1時から平成21年1月26日(月)午後零時30分まで
(3) 開札
平成21年1月26日(月)午後零時30分
- 3 公売場所
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ（<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>）
- 4 公売方法
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札
- 5 売却決定日時
平成21年2月2日(月)午前10時
- 6 売却決定場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所市民生活部国保年金課収納推進室
- 7 買受代金納付期限
平成21年2月2日(月)午後2時30分
- 8 買受人についての資格その他の要件
地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は買受人として参加する資格がない。
- 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申し出
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 10 権利移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 11 危険負担移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

12 消費税の取扱い

落札価額の5%とする。

13 その他

- (1) 滞納金額の完納等により公売を中止することがある。
- (2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
- (3) いかなる理由があっても、引き渡し財産の返品はできない。

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、秋田新都市地区（大杉沢産業区）土地区画整理事業について換地処分があったので、同条第4項の規定に基づき、公告する。

平成21年1月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成20年12月18日付け秋田市指令第9439号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成21年1月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市下新城中野字琵琶沼265番地1

中野上町内会

副会長 中 川 憲 雄

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市下新城中野字街道端西29番5

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年1月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 入 札 名 納税通知書用封筒広告掲載者選定に係る入札
- (2) 広告掲載仕様 別紙仕様書（省略）のとおり
- (3) 入札の種類
 - ア 別紙仕様書1記載の軽自動車税納税通知書用封筒および個人住民税普通徴収納税通知書用封筒
 - イ 別紙仕様書1記載の固定資産税納税通知書用封筒

※参加申込はア、イのどちらか一方でも、全部でも可
- (4) 予定価格（税抜き価格）
 - ア 上記(3)のア 80,000円
 - イ 上記(3)のイ 70,000円
- (5) 入札参加要件
 - ア 秋田市内に本社、支店、営業所等を有する法人又は秋田市内に事業所を有する個人であること。
 - イ 市税に滞納がないこと。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

エ 秋田市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第5条の規定による制限を受ける営業、施設又は事業を行う者でないこと。ただし、規制営業又は事業者に関連しない内容の広告は認める。

2 入札に関する事項

- (1) 日 時 平成21年2月2日(月)午後3時
- (2) 場 所 秋田市山王一丁目3番25号
秋田市職員研修棟2階第4研修室
- (3) 落札者の決定
落札者は、予定価格以上の金額で、最高の金額をもって入札した者とする。
- (4) 契約予定日 平成21年2月3日(火)
- (5) 契約金額（広告料）の支払期限
広告料は、平成21年3月31日(火)までに、市が指定する金融機関に振り込むものとする。
- (6) 入札保証金および契約保証金は免除する。
- (7) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札参加希望者は、平成21年1月26日(月)午後5時までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
 - イ 営業経歴書（様式2（省略））
 - ウ 掲載を希望する原寸大の広告原稿
 - エ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票）1通
※申請日前3カ月以内のもの。写し可

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参又は郵送とし、電送によるものは受け付けない。
（郵送の場合は次の受付期間内に必着のこと。）

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成21年1月16日(金)から同月26日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日午前9時から午後5時まで
イ 受付場所 秋田市役所財政部市民税課（本庁舎1階）
ウ 申込用紙 市民税課又は秋田市ホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件等を満たしている者に指名通知を送付する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合がある。そのときには選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年1月27日(火)に発送する。

5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市財政部市民税課税制担当
電話 018-866-2054

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成20年度第9号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成21年1月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間 平成21年1月23日から平成21年2月12日まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時30分まで

秋田市公告

秋田県知事より、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画公園の変更に關する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年1月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画公園 9・6・1号 県立小泉瀉公園
- 2 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年1月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 物件名
秋田市立秋田商業高等学校情報教育環境整備事業にかかる機器納入設置および賃貸借
 - (2) 物品名および数量
パソコン90台、液晶ディスプレイ138台、プリンタ11台、デジタルカメラ9台、スキャナ4台、デジタルビデオカメラ1台、DVDビデオデッキ2台、書画カメラ2台、外付けDVD-R/RWドライブ2台、ネットワーク機器一式、パソコンディスク等22台、CPUボックス2台、イス2台、サーバー一式、ソフトウェア等一式（インストール含む。）、その他
 - (3) 納入期限 平成21年3月31日(火)
 - (4) 納入場所 秋田市立秋田商業高等学校
- 2 入札に関する事項
 - (1) 入札の日時 平成21年2月24日(火) 午前10時
 - (2) 入札の場所 秋田市新屋勝平台1番1号
秋田市立秋田商業高等学校
- 3 契約に関する事項

- (1) 契約期間 契約締結の日から平成27年3月31日まで
- (2) 賃貸借期間 平成21年4月1日から平成27年3月31日まで
- 4 入札参加に必要な資格
 - (1) 秋田市に本社、支店、営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。
 - (2) 上記物品の納入・設置ができ、かつ、賃貸借契約をおこなえること。
（上記物品の納入・設置のできる1の業者が、賃貸借契約の可能な1の業者からリース料率等についての覚書等を締結している場合を含む。）
 - (3) 租税に滞納がないこと。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (5) 秋田市指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- 5 入札参加申し込みに関する事項
 - (1) 入札参加希望者は、入札説明書等配付資料（物品の仕様書含む。）を受領し、平成21年2月12日(木)までに次に掲げる書類とその添付書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
 - イ 営業経歴書（様式2（省略））
 - ウ 納税証明書
 - (ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）
 - (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）
 - (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済通知書」の提出でも可とする。
 - エ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票）
 - オ 賃貸借業者との関係を示す契約（覚書等）の写し
※入札参加希望者が賃貸借できない場合は、あらかじめ、賃貸借契約の可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分の伏せた写しを添付すること。
 - (2) 入札説明書等配付資料受領場所
秋田市新屋勝平台1番1号
秋田市立秋田商業高等学校 事務室
 - (3) 申込書等の提出
申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けられないものとする。
 - (4) 申込書等の受け付け
申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成21年1月28日(木)から平成21年2月12日(木)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市立秋田商業高等学校 事務室
- 6 指名に関する事項
 - (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
 - (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知

する。

- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成21年 2月20日(金)午後に行う。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先

秋田市立秋田商業高等学校 事務室
電話 018-823-4308

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成21年 1月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画火葬場 第1号秋田市斎場

2 都市計画を変更しようとする区域

秋田市外旭川字山崎

3 都市計画の縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

4 都市計画の案の縦覧期間

平成21年 1月28日から平成21年 2月10日まで

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年 1月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 件名および入札参加要件

番号	件 名	入札参加要件
1	秋田市西部市民サービスセンター館内情報ネットワーク機器賃貸借	ア 秋田市の平成20年度物品業者登録名簿に登録されていること。 イ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ウ 秋田市内に営業所等を有する者で、迅速なアフターサービスおよびメンテナンスが行える体制にある者
2	秋田市西部市民サービスセンター用パソコン等賃貸借	同上
3	秋田市西部市民サービスセンターカラー複合機賃貸借	同上

※上記に係る基本的な入札参加要件

地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと

- (2) 品名、数量および納入場所等仕様書を参照すること。

- (3) 引渡し日
平成21年 3月27日(金)まで

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成21年 2月13日(金) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所分館会議室（2階）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約日 平成21年 2月16日(月)予定
- (5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 契約に関する事項

- (1) 契約期間 契約締結の日から平成26年 3月31日まで
- (2) 賃貸借期間 平成21年 4月1日から平成26年 3月31日まで

4 仕様書の入手に関する事項

- (1) 配布期間 平成21年 1月27日(火)から平成21年 2月5日(木)まで
- (2) 配布場所 秋田市ホームページから入手すること。

5 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1又は様式2（省略））

イ 賃貸借業者との関係を示す契約（覚書等）の写し
※入札参加希望者が賃貸借できない場合は、あらかじめ賃貸借契約可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分に伏せた写しを提出すること。

- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

なお、公募型指名競争入札参加申込書は、秋田市ホームページから入手すること。

- (3) 申込書等の受け付け
申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間
平成21年 1月28日(水)から平成21年 2月5日(木)までの土日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所
秋田市地域振興部地域振興課分権担当

6 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知又は選定結果通知については、平成21年 2月 9日(月)午後に行う。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市地域振興部地域振興課分権担当
電話 018-866-2037

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年 1月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 件名および入札参加要件

件 名	入札参加要件
秋田市西部市民サービスセンター 備品等移転業務	<ul style="list-style-type: none"> ア 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 イ 一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。 ウ 秋田市に営業所等を有する者で、2トン貨物車両6台以上の使用権原を有していること。 エ 租税に滞納がないこと。

※上記に係る基本的な入札参加要件

地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

(2) 業務内容

ア 移転作業

新屋支所および西部公民館にある備品や消耗品等について、西部市民サービスセンター内の指定する位置へ移転すること。

イ 養生作業

西部市民サービスセンターの床面やエレベーター内等に養生用の滑り止め付ベニア板や養生シート等を敷設し、テープ類で固定すること。

ウ アおよびイの詳細については、仕様書を参照すること。

(3) 履行期間

ア 移転作業

平成21年 5月 3日(日)

イ 養生作業

(ア) 設置作業

契約日から平成21年 2月23日(月)までの土日を除く日に行うこととし、平成21年 5月 3日(日)まで継続して設置すること

(イ) 撤収作業

移転作業完了後から平成21年 5月 4日(月)正午まで

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成21年 2月13日(金) 午前11時
- (2) 入札の場所 秋田市山王一丁目 1番 1号

秋田市役所分館会議室(2階)

- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約日 平成21年 2月16日(月)予定
- (5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 契約に関する事項

契約期間は、契約締結の日から平成21年 5月 4日(月)までとする。

4 仕様書および設計書の入手に関する事項

- (1) 配布期間 平成21年 1月27日(火)から平成21年 2月 5日(木)まで

- (2) 配布場所 秋田市ホームページから入手すること。

5 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))

イ 秋田市内に在住しているか、又は本社、営業所等を有していることを証明する書類(法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し)

ウ 一般貨物自動車運送事業許可証の写し

エ 2トン貨物車両6台以上の使用権原を有していることが分かる自動車検査証の写し(リース契約による場合は、契約期間が概ね1年以上であるリース契約書の写し)

オ 納税証明書(写し可)

(ア) 消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税(平成20年度分)

※消費税、法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

なお、公募型指名競争入札参加申込書は、秋田市ホームページから入手すること。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成21年 1月28日(水)から平成21年 2月 5日(木)までの土日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市地域振興部地域振興課分権担当

6 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知又は選定結果通知については、平成21年2月9日(月)午後に行う。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市地域振興部地域振興課分権担当
電話 018-866-2037

秋田市公告

子どものための遊びと学びの情報誌「プレスタ」第30号への広告掲載者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成21年1月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 入 札 名 プレスタ第30号広告掲載者選定に係る入札
- (2) 広告媒体 子どものための遊びと学びの情報誌「プレスタ」第30号
- (3) 予定価格(税抜)※最低落札価格 28,572円
- (4) 入札参加要件
ア 秋田市内に本社、支店又は営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。
イ 租税に滞納がないこと。
ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者ではないこと。
エ 秋田市広告掲載基準(以下「掲載基準」という。)第5条の規定による制限を受ける者ではないこと。

2 掲載する広告に関する事項

- (1) 規格等 掲載寸法は、日本工業規格A列4番の1/4とし、掲載紙面は、プレスタ第30号(A4版、4ページ、紙質:マットコート90kg)の最終ページの右下部とする。
- (2) 色 フルカラー
- (3) 発行部数 17,000部
- (4) 配布対象 市内全小学校(47校)に在籍する児童の全世帯および市内全中学校(26校)、図書館、公民館等
- (5) 広告掲載時期 平成20年度市立小、中学校春期休業(平成21年3月22日～)直前から平成21年度夏期休業(平成21年7月24日～)直前まで
- (6) 広告の内容等
ア 掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第4条第1項および掲載基準第6条に規定するとおりとする。
イ 広告枠内に「広告」と表示すること。

3 入札に関する事項

- (1) 日 時 平成21年2月19日(木) 午前11時
- (2) 場 所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 落札者の決定
落札者は、予定価格(最低落札価格)以上の金額で、最高

の金額をもって入札した者とする。

- (4) 契約日 平成21年2月20日(金)(予定)
- (5) 契約金額(広告料)の支払
広告料は、平成21年2月27日(金)までに、市が指定する金融機関に振り込むものとする。
- (6) 注意事項
ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札参加希望者は、平成21年2月10日(火)午後5時までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 入札参加申込書(様式1(省略))
イ 営業経歴書(様式2(省略))
ウ 掲載を希望する原寸大の広告原稿
エ 納税証明書 ※写し可
(ア) 消費税(税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。)
(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主の方は個人市民税)
(ウ) 秋田市に納めた固定資産税
※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可
オ 登記簿謄本(個人営業の方は住民票) ※写し可
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け
申込書等は次のとおり受け付ける。
ア 受付期間
平成21年1月28日(木)から平成21年2月10日(火)までの平日午前9時から午後5時まで
イ 受付場所
秋田市教育委員会生涯学習室
ウ 申込用紙
秋田市教育委員会生涯学習室もしくは秋田市ホームページから入手すること。

5 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格等を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年2月16日(月)に行う。

- 6 入札保証金および契約保証金 免除
- 7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会生涯学習室青少年担当
電話 018-826-9048
E-mail ro-edlf@city.akita.akita.jp

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成21年 1月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

I 平成19年度決算の状況

1 歳入・歳出の決算状況

(1) 一般会計

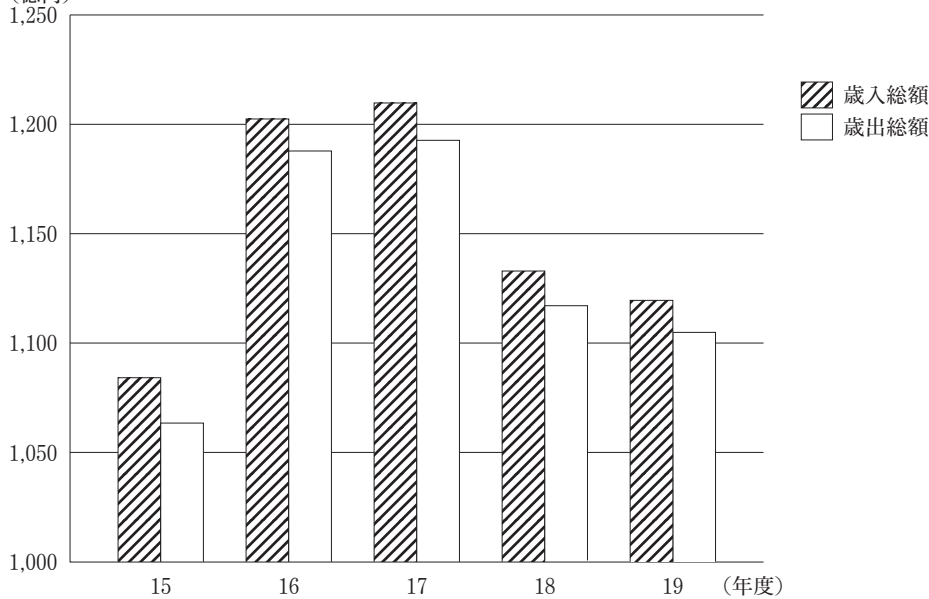
① 決算収支の状況

(単位：千円)

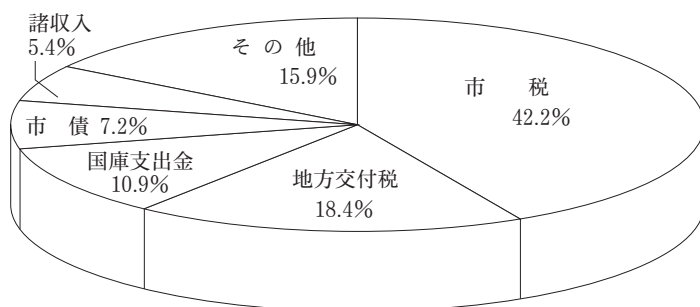
区 分	平成19年度(A)	平成18年度(B)	比較増減(A)-(B)
歳 入 総 額	111,985,497	113,300,040	△1,314,543
歳 出 総 額	110,487,941	111,718,467	△1,230,526
歳 入 歳 出 差 引	1,497,556	1,581,573	△84,017
実 質 収 支	1,254,200	1,373,938	△119,738
単 年 度 収 支	△119,738	6,848	△126,586
実 質 単 年 度 収 支	△67,197	595,588	△662,785

② 決算収支の推移

(億円)



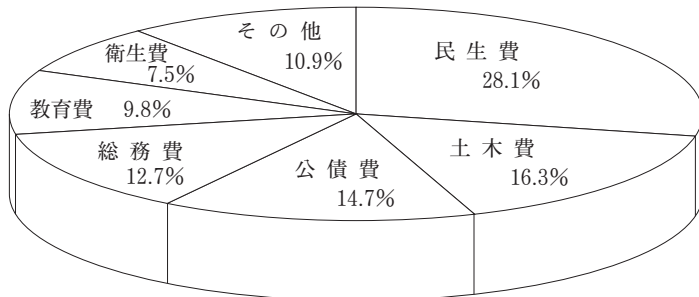
③ 歳入の決算状況



(単位：千円、%)

区 分	平成19年度		平成18年度		比較増減 (A)-(B)	増 減 率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
市 税	47,203,660	42.2	43,630,226	38.5	3,573,434	8.2
地 方 譲 与 税	1,214,029	1.1	3,473,069	3.1	△2,259,040	△65.0
利 子 割 交 付 金	166,695	0.1	131,860	0.1	34,835	26.4
配 当 割 交 付 金	112,892	0.1	83,719	0.1	29,173	34.8
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	49,909	0.0	49,647	0.0	262	0.5
地 方 消 費 税 交 付 金	3,341,898	3.0	3,368,702	3.0	△26,804	△0.8
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	80,698	0.1	86,917	0.1	△6,219	△7.2
自 動 車 取 得 税 交 付 金	319,820	0.3	358,947	0.3	△39,127	△10.9
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	9,485	0.0	9,450	0.0	35	0.4
地 方 特 例 交 付 金	295,527	0.3	1,155,894	1.0	△860,367	△74.4
地 方 交 付 税	20,551,062	18.4	22,052,366	19.5	△1,501,304	△6.8
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	98,894	0.1	100,885	0.1	△1,991	△2.0
分 担 金 及 び 負 担 金	1,030,228	0.9	1,015,345	0.9	14,883	1.5
使 用 料 及 び 手 数 料	2,129,923	1.9	2,170,555	1.9	△40,632	△1.9
国 庫 支 出 金	12,188,746	10.9	12,362,788	10.9	△174,042	△1.4
県 支 出 金	5,377,275	4.8	4,265,487	3.8	1,111,788	26.1
財 産 収 入	583,115	0.5	517,016	0.5	66,099	12.8
寄 附 金	1,152	0.0	17,915	0.0	△16,763	△93.6
繰 上 金	1,499,898	1.3	213,948	0.2	1,285,950	601.1
繰 越 金	1,581,573	1.4	1,636,036	1.4	△54,463	△3.3
諸 収 入	6,074,518	5.4	5,920,168	5.2	154,350	2.6
市 債	8,074,500	7.2	10,679,100	9.4	△2,604,600	△24.4
合 計	111,985,497	100.0	113,300,040	100.0	△1,314,543	△1.2

④ 歳出目的別の決算状況

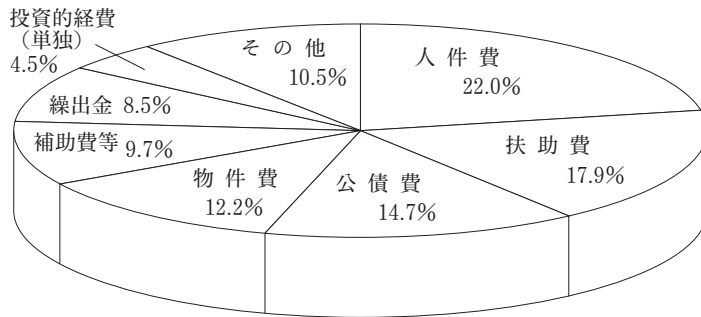


(単位：千円、%)

区 分	平成19年度		平成18年度		比較増減 (A)-(B)	増 減 率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
議 会 費	706,016	0.6	742,530	0.7	△36,514	△4.9
総 務 費	13,984,168	12.7	14,047,386	12.6	△63,218	△0.5
民 生 費	31,092,734	28.1	30,417,601	27.2	675,133	2.2
衛 生 費	8,320,256	7.5	8,861,621	7.9	△541,365	△6.1
労 働 費	406,917	0.4	409,059	0.4	△2,142	△0.5
農 林 水 産 業 費	1,813,622	1.7	1,889,728	1.7	△76,106	△4.0
商 工 費	5,746,563	5.2	5,797,828	5.2	△51,265	△0.9
土 木 費	17,941,186	16.3	19,192,189	17.2	△1,251,003	△6.5
消 防 費	3,313,536	3.0	3,266,018	2.9	47,518	1.5
教 育 費	10,841,876	9.8	11,198,910	10.0	△357,034	△3.2
災 害 復 旧 費	40,614	0.0	20,786	0.0	19,828	95.4
公 債 費	16,280,453	14.7	15,824,302	14.2	456,151	2.9
諸 支 出 金	-	0.0	50,509	0.0	△50,509	△100.0

予備費	-	-	-	-	-	-
合計	110,487,941	100.0	111,718,467	100.0	△1,230,526	△1.1

⑤ 歳出性質別の決算状況



(単位：千円、%)

区 分	平成19年度		平成18年度		比較増減 (A)-(B)	増 減 率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
人 件 費	24,336,706	22.0	24,002,846	21.5	333,860	1.4
物 件 費	13,517,884	12.2	12,542,411	11.2	975,473	7.8
維 持 補 修 費	819,731	0.7	1,022,478	0.9	△202,747	△19.8
扶 助 費	19,765,214	17.9	19,406,337	17.4	358,877	1.8
補 助 費 等	10,675,978	9.7	10,255,437	9.2	420,541	4.1
消 費 的 経 費 計	69,115,513	62.5	67,229,509	60.2	1,886,004	2.8
補 助 事 業	2,317,090	2.1	3,254,241	2.9	△937,151	△28.8
単 独 事 業	4,939,765	4.5	7,897,290	7.1	△2,957,525	△37.4
県 営 事 業 負 担 金	784,575	0.7	830,769	0.7	△46,194	△5.6
受 託 事 業 費	-	-	-	-	-	-
災 害 復 旧 事 業	41,472	0.0	23,597	0.0	17,875	75.8
投 資 的 経 費 計	8,082,902	7.3	12,005,897	10.7	△3,922,995	△32.7
公 債 費	16,280,453	14.7	15,824,302	14.2	456,151	2.9
積 立 金	1,517,135	1.4	1,442,727	1.3	74,408	5.2
投 資 及 び 出 資 金	1,382,081	1.3	1,548,019	1.4	△165,938	△10.7
貸 付 金	4,761,648	4.3	4,783,740	4.3	22,092	△0.5
繰 出 金	9,348,209	8.5	8,884,273	7.9	463,936	5.2
予 備 費	-	-	-	-	-	-
合 計	110,487,941	100.0	111,718,467	100.0	△1,230,526	△1.1

(2) 特別会計

(単位：千円)

会 計	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	歳入歳出 差引額 (C)=(A)-(B)	翌年度へ 繰越財源 (D)	実質収支額 (E)=(C)-(D)	前 年 度 実質収支 (F)	単年度収支 (E)-(F)
土 地 区 画 整 理 会 計	2,140,735	1,979,626	161,109	-	161,109	144,399	16,710
市 有 林 会 計	167,874	156,449	11,425	-	11,425	5,521	5,904
市 営 墓 地 会 計	57,812	31,939	25,873	-	25,873	16,039	9,834
中 央 卸 売 市 場 会 計	661,656	612,090	49,566	-	49,566	21,388	28,178
農 業 集 落 排 水 会 計	1,314,111	1,295,840	18,271	-	18,271	26,508	△8,237
大 森 山 動 物 園 会 計	545,882	534,188	11,694	-	11,694	3,897	7,797
廃 棄 物 発 電 会 計	171,146	171,146	-	-	-	8,326	△8,326
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	30,880,896	30,460,495	420,401	-	420,401	272,579	147,822
老 人 保 健 医 療 事 業 会 計	31,139,905	30,935,716	204,189	-	204,189	399,961	△195,772
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 会 計	129,203	36,645	92,558	-	92,558	83,424	9,134
介 護 保 険 事 業 会 計	18,340,953	18,334,224	6,729	-	6,729	285,762	△279,033
合 計	85,550,173	84,548,358	1,001,815	-	1,001,815	1,267,804	△265,989

2 住民負担の状況

平成19年度決算における住民負担の状況

(単位：円、%)

区 分	平成19年度(A)		平成18年度(B)		比較増減 (A) - (B)
	一人当たり負担額	構成比	一人当たり負担額	構成比	
市 税	144,660	93.8	132,726	93.2	11,934
市 民 税	66,306	43.0	56,243	39.5	10,063
個 人	47,511	30.8	38,904	27.3	8,607
法 人	18,795	12.2	17,339	12.2	1,456
固 定 資 産 税	66,280	43.0	64,470	45.2	1,810
固 定 資 産 税	65,251	42.3	63,577	44.6	1,674
国有資産等所在市交付金	1,029	0.7	893	0.6	136
軽 自 動 車 税	1,319	0.8	1,251	0.9	68
市 た ば こ 税	6,487	4.2	6,628	4.7	△141
鉱 産 税	30	0.0	25	0.0	5
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	0	0.0	0
入 湯 税	101	0.1	94	0.1	7
事 業 所 税	4,137	2.7	4,015	2.8	122
分 担 金 及 び 負 担 金	3,157	2.0	3,089	2.2	68
使 用 料 及 び 手 数 料	6,527	4.2	6,603	4.6	△76
合 計	154,344	100.0	142,418	100.0	11,926

※一人当たり負担額は、各年度末の住民基本台帳人口から算出した。

(平成20年3月31日現在 326,309人、平成19年3月31日現在 328,723人)

3 財産の状況

土地及び建物

(単位：㎡)

区 分	土 地			建 物		
	18年度末現在高	19年度中増減高	19年度末現在高	18年度末現在高	19年度中増減高	19年度末現在高
行 政 財 産	10,526,018.65	1,167.03	10,527,185.68	1,064,083.08	△5,247.56	1,058,835.52
普 通 財 産	32,081,356.87	△23.78	32,081,333.09	6,677.67	931.27	7,608.94
合 計	42,607,375.52	1,143.25	42,608,518.77	1,070,760.75	△4,316.29	1,066,444.46

山林

土地の権利 区 分	面 積 (㎡)			立木の推定蓄積量 (㎡)		
	18年度末現在高	19年度中増減高	19年度末現在高	18年度末現在高	19年度中増減高	19年度末現在高
所 有	20,346,537.07	—	20,346,537.07	426,207.00	15,817.00	442,024.00
分 取	7,021,050.00	—	7,021,050.00	26,369.00	1,055.00	27,424.00
合 計	27,367,587.07	0.00	27,367,587.07	452,576.00	16,872.00	469,448.00

物権

(単位：㎡)

区 分	18年度末現在高	19年度中増減高	19年度末現在高
地 上 権	79,975.28	—	79,975.28

有価証券

(単位：千円)

区 分	18年度末現在高	19年度中増減高	19年度末現在高
株 券	1,075,110	△500,000	575,110

出資による権利

(単位：千円)

区 分	18年度末現在高	19年度中増減高	19年度末現在高
出 資 証 券	47,813	△150	47,663
出 捐 金 証 書	1,794,497	—	1,794,497

4 地方債現在高の状況

(単位：千円)

会 計	17年度末 現在高	18年度末 現在高	19年度中増減額		19年度末 現在高
			市債借入額	元金償還額	
一 般 会 計	154,764,099	152,765,573	8,074,500	13,306,462	147,533,611
市 有 林 会 計	1,714,873	1,696,677	18,900	32,245	1,683,332
中央卸売市場会計	1,762,106	1,641,571		119,192	1,522,379
農業集落排水会計	5,858,862	6,035,247	371,200	250,083	6,156,364
大森山動物園会計	495,120	437,694	167,200	28,211	576,683
廃棄物発電会計	610,838	553,874		57,879	495,995
国民健康保険事業会計	250,000	250,000		84,000	166,000
介護保険事業会計	22,093	14,728		7,364	7,364
合 計	165,477,991	163,395,364	8,631,800	13,885,436	158,141,728

5 公営企業の決算状況

平成19年度秋田市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 病院事業収益	円 9,416,935,000	円 71,507,000	円 -	円 9,488,442,000	円 9,449,574,547	円 △38,867,453	
第1項 医業収益	8,423,752,000	△108,638,000	-	8,315,114,000	8,238,607,900	△76,506,100	(うち、消費税及び地方消費税相当分 9,672,142円)
第2項 医業外収益	993,182,000	178,421,000	-	1,171,603,000	1,209,240,909	37,637,909	(" 2,549,772円)
第3項 特別利益	1,000	1,724,000	-	1,725,000	1,725,738	738	

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合 計				
第1款 病院事業 費 用	9,423, 円 855,000	△22, 円 567,000	円 -	円 -	円 -	9,401, 円 288,000	円 -	9,401, 円 288,000	9,156, 円 547,274	円 -	244,740,726	
第1項 医業費用	9,043, 円 654,000	△66, 円 561,000	-	-	-	8,977, 円 093,000	-	8,977, 円 093,000	8,753, 円 965,101	-	223,127,899	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 104,327,828円)
第2項 医業外 費 用	341, 円 481,000	40,894,000	-	-	-	382, 円 375,000	-	382, 円 375,000	371,640,483	-	10,734,517	
第3項 特別損失	36,720,000	3,100,000	-	-	-	39, 円 820,000	-	39, 円 820,000	30,941,690	-	8,878,310	
第4項 予備費	2,000,000	-	-	-	-	2,000,000	-	2,000,000	-	-	2,000,000	

(2) 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額			
第1款 資本的収入	円 572,520,000	円 2,625,332,000	円 3,197,852,000	円 -	円 -	円 3,197,852,000	円 3,197,720,000	円 △132,000
第1項 企業債	272,000,000	2,625,332,000	2,897,332,000	-	-	2,897,332,000	2,897,200,000	△132,000
第2項 出資金	300,520,000	-	300,520,000	-	-	300,520,000	300,520,000	0

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	円 965,127,000	円 2,628,041,000	円 -	円 3,593,168,000	円 -	円 -	円 3,593,168,000	円 3,586,117,794	円 -	円 -	円 -	円 7,050,206	
第1項 建設改良費	304,051,000	△26,000,000	-	278,051,000	-	-	278,051,000	271,001,782	-	-	-	7,049,218	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 7,149,768円)
第2項 企業債償還金	661,076,000	2,654,041,000	-	3,315,117,000	-	-	3,315,117,000	3,315,116,012	-	-	-	988	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額388,397,794円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額214,493円及び過年度分損益勘定留保資金388,183,301円で補てんした。

1 概 況

(1) 総括事項

(イ) 診療科目

循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、血液・腎臓内科、神経内科、精神科、小児科、皮膚科、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、計20科目。

(ロ) 病床数

一般病床376床、結核病床22床、精神病床60床、計458床。

(ハ) 患者の利用状況

入院延患者数は142,182人（1日平均388人）、外来延患者数は297,586人（1日平均1,215人）となり、前年度に比較して入院で0.7%減少、外来では2.0%減少し、全体で1.6%の減少となりました。

(ニ) 財政状況

本年度は、厳しい医療環境が続く中、地域の中核病院として市民のニーズに応えるため、7対1看護体制による安全対策の強化や入院環境の向上と病床の効率的な運用を図

るため病床配置の再編を実施するなど、患者サービスの向上に努めてまいりました。

収入については、依然として受診抑制傾向が続く中、病診連携の強化による病床利用率の向上や看護体制の充実に努め、入院収益では前年度比3.3%増加し、外来収益についても前年度比3.0%増加したことなどにより総収入は前年度比3.2%の増加となっております。

一方支出は、経費等の節減に努め、薬品費や人件費の減少もあり全体で前年度比1.2%減少し、損益では290,691千円の純利益を生じております。

その結果、累積欠損金は2,974,557千円となっております。

今後は、引き続き病診連携の強化に努めるとともに、高度医療機器の更なる活用を図ってまいります。

また、平成20年7月から始まる包括支払制度（DPC制度）に対応しながら、業務の見直しを検討するなど経営の効率化を進め、安全で良質な医療の提供と経営の健全化に努めてまいります。

(2) 議会議決事項

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日
第74号	秋田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する件	平成 年 月 日 19. 6. 12	平成 年 月 日 19. 7. 2
第85号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	19. 8. 30	19. 9. 20
第93号	市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する件	19. 8. 30	19. 9. 20

第108号	平成18年度秋田市病院事業会計決算認定の件	19. 8. 30	19. 9. 20
第111号	秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	19. 9. 7	19. 9. 20
第112号	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件	19. 9. 7	19. 9. 20
第113号	秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件	19. 9. 7	19. 9. 20
第114号	秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件	19. 9. 7	19. 9. 20
第118号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	19. 11. 28	19. 11. 28
第119号	秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	19. 11. 28	19. 11. 28
第121号	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件	19. 12. 4	19. 12. 25
第122号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	19. 12. 4	19. 12. 25
第123号	秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件	19. 12. 4	19. 12. 25
第144号	平成19年度秋田市病院事業会計補正予算（第1号）の件	19. 12. 4	19. 12. 25
第14号	平成20年度秋田市病院事業会計予算の件	20. 2. 25	20. 3. 24
第27号	平成19年度秋田市病院事業会計補正予算（第2号）の件	20. 2. 25	20. 3. 10
第31号	秋田市職員の自己啓発等休業に関する条例を設定する件	20. 2. 25	20. 3. 24
第32号	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する件	20. 2. 25	20. 3. 24
第33号	秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件	20. 2. 25	20. 3. 24
第57号	市立秋田総合病院使用料および手数料条例および秋田市立夜間休日応急診療所条例の一部を改正する件	20. 2. 25	20. 3. 24

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申請先	件名	認可年月日
平成年月日			平成年月日
19. 9. 28	秋 田 県 知 事	平成19年度起債同意申請	同意 19. 10. 10
20. 2. 12	秋 田 県 知 事	平成19年度起債同意申請	同意 20. 3. 18

(4) 職員に関する事項

事務吏員	技術吏員	その他職員	計
28人	443人	1人	472人

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

「秋田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する件（平成19年7月2日議決）」により、結核病床を32床から22床に減床し、平成19年8月1日より施行した。

2 工 事

(1) 建設工事の概況

(イ) 建設工事

該当事項なし

(ロ) 主たる医療器械購入

スペクトラム電子内視鏡システム、靱帯再建用手術器械一式、コルボスコープ、ホルミウムレーザー、スリットランプ用画像ファイリングシステム、総合血液検査システム、ビデオ鼻咽喉スコープシステム

(2) 改良工事の概況

該当事項なし

(3) 保存工事の概況

該当事項なし

3 業 務

(1) 業務量

入院患者取扱延数 142,182人（1日平均 388人）

外来患者取扱延数 297,586人（1日平均 1,215人）

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調定額	収入額	未収額	収入比率
	円	円	円	%
医 業 収 益	8,228,935,758	6,856,500,630	1,372,435,128	83.3
	(8,238,607,900)	(6,865,398,349)	(1,373,209,551)	(83.3)
医 業 外 収 益	1,206,691,224	1,196,436,566	10,254,658	99.2
	(1,209,240,909)	(1,198,986,018)	(10,254,891)	(99.2)
特 別 利 益	1,725,738	1,725,738	0	100.0
	(1,725,738)	(1,725,738)	(0)	(100.0)
合 計	9,437,352,720	8,054,662,934	1,382,689,786	85.4
	(9,449,574,547)	(8,066,110,105)	(1,383,464,442)	(85.4)

注（ ）内数値は消費税及び地方消費税を含む

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額
	円
医 業 費 用	8,649,637,273 (8,753,965,101)
医 業 外 費 用	466,082,088 (371,640,483)

特 別 損 失	30,941,690 (30,941,690)
合 計	9,146,661,051 (9,156,547,274)

注()内数値は消費税及び地方消費税を含む

(4) その他主要な事項
該当事項なし

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
平成年月日 19. 6. 1	総合血液検査システム	円 15,540,000	佐野薬品株式会社 代表取締役 佐野 公彦
19. 7. 11	スペクトラム電子内視鏡システム	10,642,800	ケイエスオリンパス株式会社 秋田営業所所長 榎原 和彦
19. 7. 17	コルポスコープ	3,864,000	株式会社秋田医科器械店 代表取締役 佐藤 通俊
19. 7. 30	ホルミウムレーザー	9,544,500	有限会社オルガンメディカル 代表取締役 加藤 隆三
19. 8. 1	スリットランプ用画像 ファイリングシステム	5,460,000	有限会社オフトメディカル 代表取締役 畑澤多美夫
19. 9. 1	市立秋田総合病院駐車場 整備事業用地購入	120,856,644	全国農業協同組合連合会 代表理事 宮下 弘
19. 9. 4	ビデオ鼻咽喉スコープシステム	3,654,000	株式会社いわしや秋田営業所 取締役所長 鳴海 三雄
19. 9. 10	駐車場整備事業第3駐車場 管理装置設置工事	12,600,000	アマノ株式会社 代表取締役 春日 薫
19. 9. 18	市立秋田総合病院中央監視 装置(電気系統)等整備	50,169,000	株式会社山武ビルシステムカンパニー 東北支店支店長 丸山 哲也
19. 11. 20	靱帯再建用手術器械一式	3,032,400	株式会社三櫻 代表取締役 早川 政則

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債未償還額	5,422,228,797円
(ロ) 一時借入金現在高	0円

該当事項なし

5 附帯事項
該当事項なし

(3) その他会計経理に関する重要事項

平成19年度秋田市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業 収 益	円 7,786,760,000	円 △129,319,000	円 -	円 7,657,441,000	円 7,676,516,100	円 19,075,100	
第1項 営業収益	7,602,067,000	△109,887,000	-	7,492,180,000	7,510,322,907	18,142,907	(うち、消費税及び地方消費税相当分 347,248,601円)
第2項 営業外収益	184,673,000	△20,757,000	-	163,916,000	164,827,498	911,498	(" 130,298円)
第3項 特別利益	20,000	1,325,000	-	1,345,000	1,365,695	20,695	(" 7,734円)

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合 計				
第1款 水道 事業費用	7,596, 円 853,000	△109, 円 565,000	円 -	円 -	円 -	7,487, 円 288,000	2, 円 350,000	7,489, 円 638,000	7,450, 円 835,623	1, 円 800,000	37,002,377 円	
第1項 営業費用	6,354, 円 173,000	△121, 円 510,000	-	-	-	6,232, 円 663,000	2, 円 350,000	6,235, 円 013,000	6,214, 円 863,796	1, 円 800,000	18,349,204 円	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 102,984,044円)
第2項 営業外 費用	1,230, 円 900,000	12,825,000	-	-	-	1,243, 円 725,000	-	1,243, 円 725,000	1,230, 円 959,233	-	12,765,767 円	
第3項 特別損失	9,980,000	△880,000	-	-	-	9,100,000	-	9,100,000	5,012,594	-	4,087,406 円	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 234,075円)
第4項 予備費	1,800,000	-	-	-	-	1,800,000	-	1,800,000	-	-	1,800,000 円	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額に 係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	1,757,267,000 円	4,053,393,000 円	5,810,660,000 円	17,748,800 円	- 円	5,828,408,800 円	5,813,235,270 円	△15,173,530 円	
第1項 企業債	1,068,300,000	4,125,200,000	5,193,500,000	6,100,000	-	5,199,600,000	5,183,200,000	△16,400,000 円	翌年度繰越額 15,000,000円
第2項 出資金	133,056,000	-	133,056,000	-	-	133,056,000	133,056,000	0	
第3項 補助金	111,159,000	-	111,159,000	-	-	111,159,000	111,159,000	0	
第4項 固定資産 売却代金	10,000	11,000	21,000	-	-	21,000	21,728	728	
第5項 負担金及び 寄附金	444,742,000	△71,818,000	372,924,000	11,648,800	-	384,572,800	385,798,542	1,225,742 円	翌年度繰越額 19,347,750円 (うち、消費税及び 地方消費税相当分 11,876,250円)

支 出

区 分	予 算 額								決算額	翌年度繰越額			備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次 繰越額	合 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額		継続費 通次 繰越額	合 計	不用額	
第1款 資本的支出	4,212, 円 742,000	3,970, 円 826,000	円 -	8,183, 円 568,000	48, 円 650,000	円 -	8,232, 円 218,000	8,127, 円 431,406	37, 円 800,000	円 -	37, 円 800,000	66, 円 986,594	
第1項 建設 改良費	1,944, 円 727,000	△127, 円 642,000	-	1,817, 円 085,000	48, 円 650,000	-	1,865, 円 735,000	1,762, 円 393,161	37, 円 800,000	-	37, 円 800,000	65, 円 541,839	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 77,971,816円)
第2項 企業債 償還金	2,268, 円 015,000	4,098, 円 468,000	-	6,366, 円 483,000	-	-	6,366, 円 483,000	6,365, 円 038,245	-	-	-	1, 円 444,755	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,314,196,136円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額66,095,566円、減債積立金86,600,079円、過年度分損益勘定留保資金1,162,713,127円及び当年度分損益勘定留保資金998,787,364円で補てんした。

1 概 況

(1) 総括事項

(イ) 給水状況

年度末における給水世帯数は131,337世帯、給水人口は323,914人で、前年度に比較しそれぞれ645世帯の増加、2,346人の減少となっております。また、普及率は前年度と同率の99.1%、年間総配水量は40,597,373㎡、一日最大配水量は128,788㎡（19年8月11日）、施設能力に対する最大稼働率は63.1%となっております。年間有収水量は35,989,660㎡、有収率は88.7%となり前年度と同率となっております。

(ロ) 工事状況

配水管整備事業は、老朽管更新事業の国庫補助金を最大限に活用しながら、1,321,065千円の事業費をもって、保戸野桜町地内ほかに総延長28,401.3mの配水管布設、布設替工事を施工しております。

新都市水道整備事業については、80,580千円の事業費をもって、秋田新都市開発整備区域内に総延長2,307.0mの

配水管布設工事を施工しております。

また、施設改良事業として、301,034千円の事業費をもって、外旭川幹線などの配水管布設替工事を施工したほか、仁井田浄水場の施設整備などを実施しております。

(ハ) 財政状況

収入面では、経営の根幹をなす給水収益が、厳しい社会経済状況や節水器具の普及などにより、前年度比1.1%の減となりましたが、諸経費の節減に努めたことにより、純利益は154,980千円となり、全額を利益剰余金に計上しております。

以上が本年度の概況であります。今後も人口の減少や節水意識の高まり、節水器具の普及などにより、給水収益は減少を続けるものと予測されます。一方、市民に安全な水を安定して供給するためには、老朽化した施設の更新や配水幹線など基幹施設の整備を引き続き行う必要があります。このため、適切な事業選択とより一層の経費節減を行うなど、効率的な事業経営に努めてまいります。

(2) 議会議決事項

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日
第 85 号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	平成 19. 8. 30	平成 19. 9. 20
第 95 号	秋田市水道事業給水条例の一部を改正する件	平成 19. 8. 30	平成 19. 9. 20
第109号	平成18年度秋田市水道事業会計決算認定の件	平成 19. 8. 30	平成 19. 9. 20
第111号	秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	平成 19. 9. 7	平成 19. 9. 20
第112号	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件	平成 19. 9. 7	平成 19. 9. 20
第113号	秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件	平成 19. 9. 7	平成 19. 9. 20
第114号	秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件	平成 19. 9. 7	平成 19. 9. 20
第118号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	平成 19. 11. 28	平成 19. 11. 28
第119号	秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	平成 19. 11. 28	平成 19. 11. 28
第121号	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件	平成 19. 12. 4	平成 19. 12. 25
第122号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	平成 19. 12. 4	平成 19. 12. 25
第123号	秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件	平成 19. 12. 4	平成 19. 12. 25
第145号	平成19年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）の件	平成 19. 12. 4	平成 19. 12. 25
第 15 号	平成20年度秋田市水道事業会計予算の件	平成 20. 2. 25	平成 20. 3. 24
第 28 号	平成19年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）の件	平成 20. 2. 25	平成 20. 3. 10
第 31 号	秋田市職員の自己啓発等休業に関する条例を設定する件	平成 20. 2. 25	平成 20. 3. 24
第 33 号	秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件	平成 20. 2. 25	平成 20. 3. 24

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申 請 先	件 名	認可年月日
平成 19. 9. 28	秋 田 県 知 事	平成19年度起債同意申請	同意 平成 19. 10. 10
平成 20. 2. 12	秋 田 県 知 事	平成19年度起債同意申請	同意 平成 20. 3. 18
平成 20. 2. 29	秋 田 県 知 事	平成19年度起債同意申請	同意 平成 20. 3. 13
平成 20. 3. 12	秋 田 県 知 事	平成19年度起債同意申請	同意 平成 20. 3. 19

(4) 職員に関する事項

管 理 者	事務職員 主 事	技術職員 技 師	計
1人	85人	102人	188人 (うち資本勘定支弁職員16人)

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項なし

2 工 事

(1) 建設工事の概況

施設改良事業

(イ) 築造工事 浜田配水池フェンス整備工事 一式

(2) 改良工事の概況

(イ) 送・配水管布設 飯島地区(飯島道東二丁目線)ほか
14,549.5m

(ロ) 配水管布設替 仁井田地区(仁井田大野線)ほか
16,486.2m

(ハ) 特高受変電設備更新工事(仁井田) 一式

(3) 保存工事の概況

(イ) 配・給水管漏水修理 702件

(ロ) メーター取替数 19,088件

(ハ) 計画漏水防止 468.60km

3 業 務

(1) 業務量

給水世帯数 131,337戸

給水人口 323,914人

年間総配水量 40,597,373m³

一日最大配水量 128,788m³

一日平均配水量 110,922m³

有収水量 35,989,660m³

有収率 88.7%

送配水管総延長 1,761,082m

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調定額	収入額	未収額	収入比率
	円	円	円	%
営業収益	7,163,074,306	6,685,488,149	477,586,157	93.3

	(7,510,322,907)	(7,010,571,872)	(499,751,035)	(93.3)
営業外収益	164,697,393	164,351,675	345,718	99.8
	(164,827,498)	(164,464,293)	(363,205)	(99.8)
特別利益	1,357,961	1,357,651	310	99.9
	(1,365,695)	(1,365,370)	(325)	(99.9)
合 計	7,329,129,660	6,851,197,475	477,932,185	93.5
	(7,676,516,100)	(7,176,401,535)	(500,114,565)	(93.5)

注()内数値は消費税及び地方消費税を含む

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額
	円
営 業 費 用	6,111,879,752
	(6,214,863,796)
営 業 外 費 用	1,057,491,933
	(1,230,959,233)
特 別 損 失	4,778,519
	(5,012,594)
合 計	7,174,150,204
	(7,450,835,623)

注()内数値は消費税及び地方消費税を含む

(4) その他主要な事項

該当事項なし

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
平成年月日 19. 5. 15	中通六丁目地内(道路) 配水管移設工事	27,180,300 ^円	清三屋施設工業株式会社 代表取締役 高橋 正男
19. 6. 12	新都市配水管 布設工事その52	77,031,150	株式会社加賀屋組 代表取締役社長 加賀屋賢二
19. 6. 12	泉南ブロック配水管 布設及び布設替工事その6	63,845,250	羽後設備株式会社 代表取締役社長 佐藤 裕之
19. 6. 12	川尻榎山幹線配水管 布設替工事	21,239,400	立建工業株式会社 代表取締役 加藤 正則
19. 6. 19	保戸野ブロック配水管 布設替工事その1	20,813,100	高進設備株式会社 代表取締役 高橋 清広
19. 6. 26	山王ブロック配水管 布設及び布設替工事その2	53,606,700	株式会社渡部工業 代表取締役 渡部 俊一

19. 6. 26	泉南ブロック配水管 布設及び布設替工事その4	47,517,750	総合施設株式会社 代表取締役 鈴木 英樹
19. 6. 26	駅東北ブロック配水管 布設及び布設替工事その1	47,456,850	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎
19. 6. 26	茨島ブロック配水管 布設替工事その1	23,890,650	株式会社新秋管業建設 代表取締役 堀井 三雄
19. 7. 3	泉北ブロック配水管 布設及び布設替工事その1、2	72,444,750	株式会社北勢工業 代表取締役 太田 博之
19. 7. 3	外旭川幹線配水管 布設替工事	64,919,400	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎
19. 7. 3	寺内高区ブロック配水管 布設及び布設替工事	64,443,750	株式会社カミオ 代表取締役 谷藤 健二
19. 7. 3	駅東北ブロック配水管 布設及び布設替工事その2	55,454,700	清三屋施設工業株式会社 代表取締役 高橋 正男
19. 7. 3	牛島ブロック配水管 布設及び布設替工事その5	53,331,600	株式会社三和施設 代表取締役 佐藤 弘康
19. 7. 3	山王ブロック配水管 布設及び布設替工事その1	31,303,650	株式会社日景工業 代表取締役 日景 義雄
19. 7. 10	河辺南部地区配水管 布設替工事その3	51,738,750	株式会社岡部建設工業 代表取締役 岡部 秋男
19. 7. 10	八橋北ブロック配水管 布設替工事その1	49,788,900	クボノメ工業株式会社 代表取締役 宮崎 真吾
19. 7. 10	駅東東ブロック配水管 布設及び布設替工事	39,925,200	北環興業株式会社 代表取締役社長 本多 秀文
19. 7. 10	泉一ノ坪線配水管 布設及び布設替工事	30,996,000	有限会社太平工務所 代表取締役 藤井 進
19. 7. 24	川尻ブロック配水管 布設及び布設替工事	73,576,650	山二施設工業株式会社 代表取締役社長 松木 文雄
19. 7. 24	牛島ブロック配水管 布設及び布設替工事その4	57,543,150	株式会社あたご 代表取締役 佐藤 義孝
19. 8. 7	特高受変電設備 更新工事(仁井田)	95,974,200	日本電機興業株式会社 代表取締役 進藤 正己
19. 8. 28	泉南ブロック配水管 布設及び布設替工事その5	40,517,400	互幸設備工業株式会社 代表取締役社長 齋藤 久幸
19. 9. 25	豊岩送水ポンプ室 外壁補修工事	21,268,800	株式会社加賀昭塗装 代表取締役 田山 順一

(2) 企業債及び一時借入金の概況

- (イ) 企業債未償還額 30,509,067,407円
- (ロ) 一時借入金現在高 0円

該当事項なし

- 5 附帯事項
- 該当事項なし

(3) その他会計経理に関する重要事項

平成19年度秋田市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業 収 益	円 10,172,270,000	円 143,680,000	円 -	円 10,315,950,000	円 10,324,323,230	円 8,373,230	
第1項 営業収益	7,873,922,000	△51,567,000	-	7,822,355,000	7,793,932,922	△28,422,078	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 257,957,570円)
第2項 営業外収益	2,298,346,000	77,685,000	-	2,376,031,000	2,377,298,297	1,267,297	(") 59,727円)

第3項 特別利益	2,000	117,562,000	-	117,564,000	153,092,011	35,528,011	(" 7,279,550円)
----------	-------	-------------	---	-------------	-------------	------------	------------------

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合 計				
第1款 下水道事業 費	10,004, 円 378,000	△128, 円 446,000	円 -	円 -	円 -	9,875, 円 932,000	円 -	9,875, 円 932,000	9,742, 円 956,809	円 -	132, 円 975,191	
第1項 営業費用	6,871, 円 055,000	△122, 円 500,000	-	-	-	6,748, 円 555,000	-	6,748, 円 555,000	6,657, 円 309,413	-	91,245,587	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 126,946,574円)
第2項 営業外 費	3,108, 円 001,000	△21, 円 157,000	-	-	-	3,086, 円 844,000	-	3,086, 円 844,000	3,052, 円 516,824	-	34,327,176	
第3項 特別損失	22,772,000	15,211,000	-	-	-	37, 円 983,000	-	37, 円 983,000	33,130,572	-	4,852,428	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 1,224,607円)
第4項 予備費	2,550,000	-	-	-	-	2,550,000	-	2,550,000	-	-	2,550,000	

(2) 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	5,291,724,000 円	1,094, 円 733,000	6,386,457,000 円	1,534,060,000 円	円 -	7,920,517,000 円	7,106,852,789 円	△813,664,211 円	
第1項 企業債	3,579,200,000	1,079, 円 400,000	4,658,600,000	1,035,400,000	-	5,694,000,000	5,118,700,000	△575,300,000	翌年度繰越額 575,300,000円
第2項 出資金	945,315,000	3,140,000	948,455,000	-	-	948,455,000	948,455,000	0	
第3項 補助金	551,100,000	15,000,000	566,100,000	443,000,000	-	1,009,100,000	787,100,000	△222,000,000	翌年度繰越額 222,000,000円
第4項 負担金	216,108,000	△2,807,000	213,301,000	55,660,000	-	268,961,000	252,597,788	△16,363,212	
第5項 固定資産 売却代金	1,000	-	1,000	-	-	1,000	1	△999	

支 出

区 分	予 算 額								翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次繰 越額	合 計	決算額	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次繰 越額	合 計		
第1款 資本的 支出	9,253, 円 139,000	937, 円 788,000	円 -	10,190, 円 927,000	1,789, 円 789,000	円 -	11,980, 円 716,000	11,034, 円 307,338	899, 円 583,000	円 -	899, 円 583,000	46, 円 825,662	
第1項 建設 改良費	3,426, 円 457,000	△504, 円 140,000	-	2,922, 円 317,000	1,789, 円 789,000	-	4,712, 円 106,000	3,765, 円 698,411	899, 円 583,000	-	899, 円 583,000	46, 円 824,589	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 156,483,884円)
第2項 企業債 償還金	5,826, 円 682,000	1,441, 円 928,000	-	7,268, 円 610,000	-	-	7,268, 円 610,000	7,268, 円 608,927	-	-	-	1,073	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,927,454,549円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額71,635,842円、減債積立金330,945,595円、過年度分損益勘定留保資金90,613,742円、当年度分損益勘定留保資金3,115,114,122円及び当年度利益剰余金処分額319,145,248円で補てんした。

1 概 況

(1) 総括事項

(イ) 普及状況

本市の下水道事業は、浸水防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全のため計画区域内の下水道整備を順次進めています。年度末における処理区域内面積は、5,385haとなり、前年度と比較して42ha増加、処理区域内人口は283,616人で、前年度と比較して541人減少しております。この結果、下水道普及率は86.9%となっております。

また、年間総処理水量は、37,546,237㎡となり、前年度と比較して207,493㎡減少しております。このうち、年間有収水量は、27,885,095㎡で、前年度と比較して699,278㎡増加しております。

(ロ) 工事状況

管渠建設事業、ポンプ場建設事業、処理場建設事業は、国庫補助金を最大限に活用しながら事業を推進したほか、老朽管の改築や維持修繕を実施しました。管渠建設事業は、2,729,713千円の事業費をもって、浸水対策として、山王地区および雄物川左岸3-1号幹線など、合流改善として新屋地区の合流区域において新屋日吉幹線などを築造したほか、河辺地区・浜田地区・飯島地区・手形地区・仁井田地区・下新城地区・四ツ小屋地区などで汚水的面整備を行い、合計16,782mの管渠を布設し、浸水区域の解消、水質改善や普及率の向上に努めたところであります。さらに南

通地区・土崎地区・楢山地区などにおいて老朽管の改築や維持補修を実施し、事故の未然防止に努めたところであります。

ポンプ場建設事業は、276,204千円の事業費をもって馬場汚水中継ポンプ場の機械設備、電気設備の更新工事などを実施しました。

処理場建設事業は、196,246千円の事業費をもって八橋終末処理場の消毒設備更新工事やアメニティ下水道更新工事などを実施しました。

(ハ) 財政状況

収入面では、経営の根幹をなす下水道使用料が、水洗化の普及などにより有収水量が増えたことから、前年度と比較して1.1%の増となっております。また、支出面では、諸経費の節減に努めた結果、509,730千円の純利益が生じ、全額を利益剰余金に計上しております。

以上が本年度の概況であります。今後も利用者の節水意識の高まりや節水器具の普及などから、下水道使用料の大幅な伸びは期待できず、厳しい経営環境が続くものと予測されます。このため、水洗化の普及促進による有収水量の確保に努めるとともに施設の効率的な維持管理や適切な事業選択により、経営基盤の強化に向け一層努力してまいります。

(2) 議会議決事項

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日
		平成年月日	平成年月日
第76号	秋田市地域下水道条例の一部を改正する件	19. 6. 12	19. 7. 2
第85号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	19. 8. 30	19. 9. 20
第96号	秋田市下水道条例の一部を改正する件	19. 8. 30	19. 9. 20
第97号	秋田市地域下水道条例の一部を改正する件	19. 8. 30	19. 9. 20
第110号	平成18年度秋田市下水道事業会計決算認定の件	19. 8. 30	19. 9. 20
第111号	秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	19. 9. 7	19. 9. 20
第112号	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件	19. 9. 7	19. 9. 20
第113号	秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件	19. 9. 7	19. 9. 20
第114号	秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件	19. 9. 7	19. 9. 20
第118号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	19. 11. 28	19. 11. 28
第119号	秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	19. 11. 28	19. 11. 28
第121号	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件	19. 12. 4	19. 12. 25
第122号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	19. 12. 4	19. 12. 25
第123号	秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件	19. 12. 4	19. 12. 25
第146号	平成19年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）の件	19. 12. 4	19. 12. 25
第16号	平成20年度秋田市下水道事業会計予算の件	20. 2. 25	20. 3. 24
第29号	平成19年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）の件	20. 2. 25	20. 3. 10
第31号	秋田市職員の自己啓発等休業に関する条例を設定する件	20. 2. 25	20. 3. 24
第33号	秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件	20. 2. 25	20. 3. 24

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申請先	件名	認可年月日
平成年月日			平成年月日
19. 9. 28	秋 田 県 知 事	平成19年度起債同意申請	同意 19. 10. 10
19. 9. 28	秋 田 県 知 事	平成19年度起債同意申請	同意 19. 10. 10
20. 2. 12	秋 田 県 知 事	平成19年度起債同意申請	同意 20. 3. 18
20. 2. 29	秋 田 県 知 事	平成19年度起債同意申請	同意 20. 3. 13
20. 3. 12	秋 田 県 知 事	平成19年度起債同意申請	同意 20. 3. 19

(4) 職員に関する事項

事務職員主事	技術職員技師	計
16人	64人	80人 (うち資本勘定支弁職員30人)

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項
該当事項なし

2 工 事

(1) 建設工事の概況

管渠建設事業

(イ) 管渠布設 16,782m

(2) 改良工事の概況

(イ) 管渠布設替等 飯島地内ほか

2,263m

(ロ) 馬場汚水中継ポンプ場施設整備 機械設

備・電気設備更新工事ほか 一式

(ハ) 八橋終末処理場施設整備 消毒設備・

アメニティ下水道更新工事ほか 一式

(3) 保存工事の概況

(イ) 管渠修繕 550件

3 業 務

(1) 業務量

公 共 特定環境
下 水 道 保 全 公 共
下 水 道

計

排 水 戸 数 102,753 617 103,370

戸 戸 戸

処理区域内人口 281,227 2,389 283,616

人 人 人

年間総処理水量 37,213,603 332,634 37,546,237

m³ m³ m³

一日平均処理水量 101,676 909 102,585

m³ m³ m³

有 収 水 量 27,665,597 219,498 27,885,095

m³ m³ m³

有 収 率 74.3 66.0 74.3

% % %

管渠布設総延長 1,407,286 33,357 1,440,643

m m m

(2) 事業収入に関する事項

科 目 調定額 収入額 未収額 収入比率

円 円 円 %

営 業 収 益 7,535, 6,976, 559, 92.5

975,352 837,123 138,229

(7,793, (7,206, (587, (92.5)

932,922) 850,777) 082,145)

営業外収益 2,377, 2,377, 145,497 99.9
238,605 093,108

(2,377, (2,377, (152,772) (99.9)
298,297) 145,525)

特別利益 145, 40, 105, 27.7
812,461 318,197 494,264

(153, (42, (110, (27.7)
092,011) 331,919) 760,092)

合 計 10,059, 9,394, 664, 93.2
026,418 248,428 777,990

(10,324, (9,626, (697, (93.2)
323,230) 328,221) 995,009)

注 () 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(3) 事業費に関する事項

科 目 決 算 額

円

営 業 費 用 6,530,362,839

(6,657,309,413)

営 業 外 費 用 2,987,027,035

(3,052,516,824)

特 別 損 失 31,905,965

(33,130,572)

合 計 9,549,295,839

(9,742,956,809)

注 () 内数値は消費税及び地方消費税を含む

(4) その他主要な事項

該当事項なし

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
平成年月日 19. 7. 10	公共下水道築造工事 土崎港中央三丁目地内	40,063,800 ^円	株式会社加賀屋組 代表取締役社長 加賀屋賢二
19. 7. 24	下水道管渠改築工事 南通亀の町地内その1	37,601,550	有限会社ロンシン 代表取締役 齊藤 豊盛
19. 7. 31	下水道管渠改築工事 土崎港東二丁目地内	49,497,000	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎
19. 7. 31	下水道管渠改築工事 南通亀の町地内(その2)	24,266,550	豊産管理株式会社 代表取締役 竹谷 昌徳
19. 8. 7	公共下水道八橋終末処理場 消毒設備更新電気設備工事	124,740,000	菱明三菱電機機器販売株式会社 取締役社長 宝田 史郎
19. 8. 7	公共下水道馬場汚水中継 ポンプ場更新機械設備工事	143,713,500	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎
19. 9. 4	公共下水道築造工事 飯島鼠田四丁目地内	29,392,650	株式会社佐原組 代表取締役 佐原 光朗
19. 9. 11	公共下水道築造工事 四ツ小屋字街道東地内ほか	48,339,900	株式会社長谷駒組 代表取締役 長谷川駒造
19. 9. 11	公共下水道築造工事 上北手猿田字四ツ小屋地内	24,491,250	株式会社工藤興業 代表取締役 工藤 文彦
19. 9. 18	下水道管渠改築工事 榎山南中町地内	43,169,700	協業組合タイセイ 理事長 山脇 博治
19. 9. 25	公共下水道馬場汚水中継 ポンプ場更新電気設備工事	109,809,000	日本電機興業株式会社 代表取締役 進藤 正己
19. 9. 25	公共下水道築造工事 下北手松崎字前谷地地内	23,688,000	合名会社伊藤組 代表社員 伊藤 徳雄
19. 10. 2	公共下水道八橋終末処理場 消毒設備更新機械設備工事	41,895,000	株式会社北勢工業 代表取締役 太田 博
19. 10. 2	公共下水道築造工事 仁井田字西潟敷地内ほか	21,817,950	豊興産株式会社 代表取締役 石黒 望
19. 10. 23	雨水排水施設建設設備工事 広面字樋口地内	26,565,000	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎
19. 10. 25	公共下水道築造工事 上北手百崎地内	74,227,650	珍田工業株式会社 代表取締役社長 珍田 伸一
19. 10. 25	公共下水道築造工事 飯島字薬師田地内ほか	59,951,850	株式会社伊太土木 代表取締役 伊藤 四郎
19. 10. 30	公共下水道築造工事 榎山太田町地内	27,847,050	むつみ造園土木株式会社 代表取締役 佐々木吉和
19. 12. 4	公共下水道築造工事 旭川清澄町地内	40,262,250	株式会社加賀屋組 代表取締役社長 加賀屋賢二
20. 1. 29	公共下水道保戸野幹線築造工事 八橋運動公園地内ほか	167,769,000	大林道路・加藤建設建設工事共同企業体 代表者 大林道路株式会社秋田営業所 所長 小田 芳明
20. 1. 29	公共下水道築造工事 河辺豊成字虚空蔵大台滝地内ほか	24,263,400	株式会社田村建設 代表取締役 田村 典美
20. 3. 11	公共下水道築造工事 手形字山崎地内	31,327,800	豊島建設株式会社 代表取締役 豊島 悦雄
20. 3. 18	公共下水道築造工事 手形字西谷地地内ほか(2)	25,534,950	有限会社秋基工業 代表取締役 樋渡 聡
20. 3. 18	公共下水道築造工事 榎山金照町地内	22,310,400	伊藤工業株式会社 代表取締役社長 伊藤 満

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債未償還額 101,132,383,242円

(ロ) 一時借入金現在高 0円

(3) その他会計経理に関する重要事項

該当事項なし

5 附帯事項

該当事項なし

II 平成20年度上半期の執行状況

1 収入および支出の概況

(1) 一般会計

歳 入

(単位：千円、%)

区 分	予 算 額 (A)	収 入 額 (B)	収入率 (B)／(A)
市 税	46,945,091	24,762,590	52.7
地 方 譲 与 税	1,174,955	322,433	27.4
利 子 割 交 付 金	178,392	80,300	45.0
配 当 割 交 付 金	151,971	17,111	11.3
株式等譲渡所得割交付金	37,328	—	0.0
地 方 消 費 税 交 付 金	3,198,079	1,943,512	60.8
ゴルフ場利用税交付金	71,134	22,908	32.2
自動車取得税交付金	282,201	107,269	38.0
国有提供施設等所在市助成交付金	9,485	—	0.0
地 方 特 例 交 付 金	491,582	549,436	111.8
地 方 交 付 税	19,533,000	14,516,602	74.3
交通安全対策特別交付金	110,000	46,675	42.4
分 担 金 及 び 負 担 金	1,075,602	377,752	35.1
使 用 料 及 び 手 数 料	2,319,983	1,133,610	48.9
国 庫 支 出 金	13,819,949	3,600,204	26.1
県 支 出 金	5,214,051	814,457	15.6
財 産 収 入	347,907	233,433	67.1
寄 附 金	1	795	79,500.0
繰 入 金	1,940,223	—	0.0
繰 越 金	955,935	1,497,556	156.7
諸 収 入	6,033,279	348,739	5.8
市 債	12,125,700	565,900	4.7
合 計	116,015,848	50,941,282	43.9

歳 出

(単位：千円、%)

区 分	予 算 額 (A)	支 出 額 (B)	支出率 (B)／(A)
議 会 費	720,127	344,041	47.8
総 務 費	13,706,459	5,465,269	39.9
民 生 費	32,632,769	12,053,102	36.9
衛 生 費	8,196,960	3,628,284	44.3
労 働 費	398,126	320,907	80.6
農 林 水 産 業 費	1,866,830	512,315	27.4
商 工 費	5,908,037	4,758,503	80.5
土 木 費	20,207,401	6,710,647	33.2
消 防 費	3,497,329	1,450,998	41.5
教 育 費	11,943,257	4,315,636	36.1
災 害 復 旧 費	73,545	29,741	40.4
公 債 費	16,788,133	8,160,258	48.6
諸 支 出 金	1	—	0.0
予 備 費	76,874	—	0.0
合 計	116,015,848	47,749,701	41.2

※予算額は9月補正後の予算現額で、繰越事業分・予備費充用分を含む。

※収入額、支出額は平成20年4月1日から9月30日までの実績で、繰越事業を含む。

(2) 特別会計

歳 入

(単位：千円、%)

区 分	予 算 額 (A)	収 入 額 (B)	収入率 (B)／(A)
土地区画整理会計	1,918,512	169,130	8.8
市有林会計	164,189	14,498	8.8
市営墓地会計	65,148	48,517	74.5
中央卸売市場会計	609,094	192,335	31.6
農業集落排水会計	1,296,098	93,569	7.2
大森山動物園会計	425,991	71,367	16.8
廃棄物発電会計	174,386	94,831	54.4
国民健康保険事業会計	28,723,799	10,336,470	36.0
老人保健医療事業会計	2,827,235	2,805,522	99.2
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	57,267	111,975	195.5
介護保険事業会計	19,177,685	7,617,596	39.7
後期高齢者医療事業会計	3,090,986	1,076,445	34.8
合 計	58,530,390	22,632,255	38.7

歳 出

(単位：千円、%)

区 分	予 算 額 (A)	支 出 額 (B)	支出率 (B)／(A)
土地区画整理会計	1,918,512	663,251	34.6
市有林会計	164,189	99,418	60.6
市営墓地会計	65,148	16,443	25.2
中央卸売市場会計	609,094	307,180	50.4
農業集落排水会計	1,296,098	224,009	17.3
大森山動物園会計	425,991	193,578	45.4
廃棄物発電会計	174,386	36,123	20.7
国民健康保険事業会計	28,723,799	12,480,648	43.5
老人保健医療事業会計	2,827,235	2,799,946	99.0
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	57,267	18,475	32.3
介護保険事業会計	19,177,685	7,992,049	41.7
後期高齢者医療事業会計	3,090,986	999,333	32.3
合 計	58,530,390	25,830,453	44.1

※予算額は9月補正後の予算現額で、繰越事業分を含む。

※収入額、支出額は平成20年4月1日から9月30日までの実績で、繰越事業を含む。

2 一時借入金の現在高

平成20年9月30日現在、一時借入金の現在高 0円

3 公営事業の経理の概況

(1) 秋田市病院事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位：円、%)

科 目	年 間 予 算 額	上 期 収 入 額	執 行 率
病 院 事 業 収 益	9,316,252,000	4,870,668,942	52.3
医 業 収 益	8,499,454,000	4,062,070,347	47.8
医 業 外 収 益	816,797,000	808,598,595	99.0
特 別 利 益	1,000	—	0.0

支 出

(単位：円、%)

科 目	年 間 予 算 額	上 期 支 出 額	執 行 率
病 院 事 業 費 用	9,242,198,000	4,082,903,330	44.2
医 業 費 用	9,015,290,000	4,041,201,975	44.8
医 業 外 費 用	189,308,000	37,004,495	19.5
特 別 損 失	35,600,000	4,696,860	13.2
予 備 費	2,000,000	—	0.0

イ 資本的収支

収 入

(単位：円、%)

科 目	年 間 予 算 額	上 期 収 入 額	執 行 率
資 本 的 収 入	593,198,000	191,033,000	32.2
企 業 債	217,500,000	-	0.0
出 資 金	375,698,000	191,033,000	50.8

支 出

(単位：円、%)

科 目	年 間 予 算 額	上 期 支 出 額	執 行 率
資 本 的 支 出	1,163,802,000	504,412,819	43.3
建 設 改 良 費	255,703,000	60,888,684	23.8
企 業 債 償 還 金	908,099,000	443,524,135	48.8

② 秋田市病院事業会計試算表 (平成20年9月30日現在)

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	(固 定 資 産)	
5,995,490,993	有 形 固 定 資 産	
706,500	無 形 固 定 資 産	
	(流 動 資 産)	
1,277,711,715	現 金 ・ 預 金	
1,437,750,685	未 収 金	
45,354,953	貯 蔵 品	
89,799,794	そ の 他 流 動 資 産	
	(繰 延 勘 定)	
	退 職 給 与 金	
	(固 定 負 債)	
	引 当 金	108,759,000
	(流 動 負 債)	
	未 払 金	309,198,018
	預 り 金	43,460,846
	そ の 他 流 動 負 債	6,219,459
	(資 本 金)	
	自 己 資 本 金	5,109,932,797
	借 入 資 本 金	4,978,704,662
	(剰 余 金)	
	資 本 剰 余 金	431,154,560
2,974,556,288	欠 損 金	
	(病 院 事 業 収 益)	
	医 業 収 益	4,056,948,125
	医 業 外 収 益	807,501,358
	特 別 利 益	
	(病 院 事 業 費 用)	
3,988,858,399	医 業 費 用	
37,004,495	医 業 外 費 用	
4,645,003	特 別 損 失	
15,851,878,825	合 計	15,851,878,825

(2) 秋田市水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位：円、%)

科 目	年 間 予 算 額	上 期 収 入 額	執 行 率
水 道 事 業 収 益	7,593,829,000	3,650,248,974	48.1
営 業 収 益	7,413,096,000	3,617,701,682	48.8
営 業 外 収 益	180,713,000	32,547,292	18.0
特 別 利 益	20,000	—	0.0

支 出

(単位：円、%)

科 目	年 間 予 算 額	上 期 支 出 額	執 行 率
水 道 事 業 費 用	7,175,505,000	1,832,251,681	25.5
営 業 費 用	6,233,583,000	1,451,743,267	23.3
営 業 外 費 用	931,022,000	374,550,245	40.2
特 別 損 失	9,100,000	5,958,169	65.5
予 備 費	1,800,000	—	0.0

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

イ 資本的収支

収 入

(単位：円、%)

科 目	年 間 予 算 額	上 期 収 入 額	執 行 率
資 本 的 収 入	3,565,776,750	518,687,250	14.5
企 業 債	2,850,500,000	349,900,000	12.3
出 資 金	137,014,000	34,328,000	25.1
補 助 金	225,603,000	—	0.0
固 定 資 産 売 却 代 金	10,000	5,250	52.5
負 担 金 及 び 寄 附 金	352,649,750	134,454,000	38.1

※収入額には前年度からの繰越分を含む。

支 出

(単位：円、%)

科 目	年 間 予 算 額	上 期 支 出 額	執 行 率
資 本 的 支 出	6,123,350,000	1,716,308,669	28.0
建 設 改 良 費	2,104,990,000	237,905,301	11.3
企 業 債 償 還 金	4,018,360,000	1,478,403,368	36.8

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市水道事業会計試算表 (平成20年9月30日現在)

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	(固 定 資 産)	
60,499,052,559	有 形 固 定 資 産	
4,425,684,430	無 形 固 定 資 産	
	(流 動 資 産)	
3,190,221,020	現 金 ・ 預 金	
528,086,238	未 収 金	
41,148,014	貯 蔵 品	
441,946,500	前 払 金	
42,070,414	そ の 他 流 動 資 産	
	(固 定 負 債)	
	引 当 金	2,054,377,967
	(流 動 負 債)	
	未 払 金	14,808,089
	預 り 金	198,717,443
	そ の 他 流 動 負 債	176,564,525

	(資本金)		
	自借入金	6,939,493,534	
	(剰余金)	29,380,564,039	
	資本剰余金	28,547,840,805	
	利益剰余金	176,412,874	
	(水道事業収益)		
	営業収益	3,448,544,815	
	営業外収益	32,495,134	
	特別利益		
	(水道事業費用)		
1,421,381,744	営業費用		
374,550,245	営業外費用		
5,678,061	特別損失		
70,969,819,225	合計	70,969,819,225	

(3) 秋田市下水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執行率
下水道事業収益	9,914,597,000	6,311,355,899	63.7
営業収益	7,897,742,000	4,670,151,465	59.1
営業外収益	2,016,853,000	1,640,860,819	81.4
特別利益	2,000	343,615	17,180.8

支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執行率
下水道事業費用	9,529,963,000	2,328,391,200	24.4
営業費用	6,663,103,000	961,646,626	14.4
営業外費用	2,850,159,000	1,362,329,790	47.8
特別損失	14,151,000	4,414,784	31.2
予備費	2,550,000	-	0.0

イ 資本的収支

収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執行率
資本的収入	10,324,932,000	1,869,368,755	18.1
企業債	8,356,100,000	1,311,600,000	15.7
出資金	922,227,000	461,115,000	50.0
補助金	884,800,000	-	0.0
負担金	161,804,000	96,638,005	59.7
固定資産売却代金	1,000	15,750	1,575.0

※収入額には前年度からの繰越分を含む。

支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執行率
資本的支出	14,588,626,000	4,561,963,246	31.3
建設改良費	3,883,456,000	695,898,475	17.9
企業債償還金	10,705,170,000	3,866,064,771	36.1

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市下水道事業会計試算表（平成20年 9月30日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	(固 定 資 産)	
187,359,274,491	有 形 固 定 資 産	
10,076,861,858	無 形 固 定 資 産	
	(流 動 資 産)	
1,645,593,227	現 金 ・ 預 金	
852,106,581	未 収 金	
211,469,220	前 払 金	
60,028,353	そ の 他 流 動 資 産	
	(固 定 負 債)	
	企 業 債	1,001,705,617
	引 当 金	176,595,000
	(流 動 負 債)	
	未 払 金	9,005,975
	そ の 他 流 動 負 債	130,014,348
	(資 本 金)	
	自 己 資 本 金	16,770,786,219
	借 入 資 本 金	97,576,212,854
	(剰 余 金)	
	資 本 剰 余 金	80,140,342,888
	利 益 剰 余 金	509,730,579
	(下 水 道 事 業 収 益)	
	営 業 収 益	4,543,197,110
	営 業 外 収 益	1,640,857,314
	特 別 利 益	327,383
	(下 水 道 事 業 費 用)	
926,894,217	営 業 費 用	
1,362,329,790	営 業 外 費 用	
4,217,550	特 別 損 失	
202,498,775,287	合 計	202,498,775,287

秋田市公告

市有物件の売払いについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成21年 1月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 売払物件の表示

(1) 所在地 秋田都市計画事業
秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区内
18ブロック 1 ロット

(2) 地 目 宅地

(3) 地 積 118㎡

(4) 最低落札価格 10,030,000円

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

(1) 場所 秋田市手形字山崎44番地 3
秋田駅東地区土地区画整理事務所（2階）

(2) 入札 平成21年 2月20日(金) 午前10時から
(入札申込受付は午前 9時から午前 9時55分まで)

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約事項を示す場所

秋田市手形字山崎44番地 3
秋田駅東地区土地区画整理事務所

5 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出の小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札を無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

(1) 郵便による入札は認めないものとする。

(2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を發した日から起算して7日以内に契約を締結し、売買代金を契約締結後直ちに市の發行する納入通知書により納付しなければならない。

8 売払物件の案内日時および場所

(1) 日 時 平成21年 2月18日(水)
午前10時から午前10時30分まで

(2) 集合場所 秋田市手形字山崎44番地 3

秋田駅東地区土地区画整理事務所
午前10時

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第94条の規定に基づき、差押財産を公売に付すため、国税徴収法第95条および第99条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年 1月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公売財産の内容

- (1) 公 売 財 産 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
- (2) 公売保証金 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
- (3) 見 積 価 額 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり

2 公売日時

- (1) 参加申込期間
平成21年 2月13日(金)午後 1時から平成21年 2月26日(木)午後 5時まで
- (2) 入札
平成21年 3月 3日(火)午後 1時から平成21年 3月 5日(木)午後 零時30分まで
- (3) 開札
平成21年 3月 5日(木)午後 零時30分

3 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ（<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>）

4 公売方法

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札

5 売却決定日時

平成21年 3月 5日(木) 午後 1時

6 売却決定場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市財政部納税課

7 買受代金納付期限

平成21年 3月12日(木) 午後 2時30分

8 買受人についての資格その他の要件

地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は買受人として参加する資格がない。

9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申し出

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。

10 権利移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

11 危険負担移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

12 消費税の取扱い

落札価額に消費税相当額を含む（平成20年 6月 6日の国税徴収法基本通達一部改正による。）。

13 その他

- (1) 滞納金額の完納等により公売を中止することがある。
- (2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
- (3) いかなる理由があっても、引き渡し財産の返品はできない。

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成21年 1月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 縦覧場所

秋田市八橋本町六丁目12番 1 号 秋田市農林部農林総務課

2 縦覧時間

午前 8時30分から午後 5時30分まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年 1月 9日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
修繕第39号 松崎ブロック流量 水圧監視盤設置整 備	下北手松崎字 大巻地内	平成21年 3月23日	次の①～②の要件を満たしていること。 ①電気工事A級又はB級 ②秋田県内の水道施設（浄水場・配水場他）又は秋田県内の下水道施設（終末処理場・ポンプ場他）で、計装設備工事の元請実績があること。 （基本的要件については別に記載）

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級又はB級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から電気工事のA級又はB級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であ

- ると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- 2 入札に関する事項
- 入札の日時 平成21年1月27日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館 二階 会議室
(庁舎北側)
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成21年1月29日(木)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 入札参加申し込みに関する事項
- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成21年1月20日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))
- イ 施工実績調書(別記様式2(省略))
- ウ 配置予定技術者の資格者証の写し
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番 号	物 件 名	納 品 場 所	納 入 期 限
第17号	秋田市型マンホール蓋(枠付き)購入	秋田市榎山登町12-43 (秋田市下水道川口汚水中継ポンプ場内指定場所)	平成21年3月24日

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件
次のすべてを満たすこと。
- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間
平成21年1月9日(金)から平成21年1月20日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所
秋田市上下水道局総務課管財係
※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年1月23日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成21年1月9日(金)から平成21年1月26日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成21年1月9日
秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年1月20日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。（様式1（省略）））を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受け付け
申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成21年1月9日(金)から平成21年1月20日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所

秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書・入札書・委任状等

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番 号	物 件 名	納 品 場 所	納 入 期 限
第18号	活性炭購入	八橋終末処理場、大平台浄化センター、金足浄化センターおよび広面ポンプ場 各場内指定場所	平成21年3月17日

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件
次のすべてを満たすこと。
- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年2月10日(火) 午前10時
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14-8
 秋田市上下水道局 別館 二階 会議室
 (庁舎北側)

入札保証金 免除
 契 約 日 平成21年2月12日(木)
 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程

秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年1月23日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成21年1月9日(金)から平成21年1月26日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
 平成21年1月23日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年2月3日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。

- (様式1(省略))を提出すること。
- (2) 申込書の提出
 申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受け付け
 申込書は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間
 平成21年1月23日(金)から平成21年2月3日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所
 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申込書・入札書・委任状等
 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。
 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番 号	物 件 名	納 品 場 所	納 入 期 限	入 札 参 加 要 件
第19号	新品水道メーター購入(13mm)	秋田市上下水道局	平成21年3月23日(月)	3に記載

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成21年2月17日(火) 午後2時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14-8
 秋田市上下水道局 別館 二階 会議室
 (庁舎北側)
- 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。
- 契 約 日 平成21年2月19日(休)
- 注 意 事 項
- (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年2月6日(金)に通知する。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は平成21年1月23日(金)から平成21年2月9日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成21年1月30日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- (1) 東北地方に本社又は支店・営業所等を有する者であること。
- (2) 過去に地方自治体に対し、水道メーターの納入実績があること。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成21年2月10日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。
- ア 秋田市登録業者(財政部契約課)の方
- (ア) 入札参加申込書(様式1(省略))
- (イ) 実績調書(様式2(省略))
- イ 秋田市登録業者(財政部契約課)ではない方
- (ア) 入札参加申込書(様式1(省略))
- (イ) 実績調書(様式2(省略))
- (ウ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3カ月以内に発行されたものに限る。)
- (エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成21年1月30日(金)から平成21年2月10日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所

秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙

秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成21年1月30日(金)から平成21年2月16日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

